

教人児第 292 号
令和元年 5 月 16 日

横浜市いじめ問題専門委員会

教育長 鯉淵 信也



平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の
取組状況について（諮問）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる調査に関する再発防止策について、次の事項を諮問します。

1 平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

（諮問理由）

教育委員会では、平成 29 年 3 月に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」をまとめ、再発防止の取組を進めてきました。再発防止策として「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる仕組みづくり」に係る 30 年度取組状況について、御意見を伺います。

【担当】教育委員会事務局

人権教育・児童生徒課

電話：045-671-3295

FAX：045-671-1215

平成 30 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙 1）について、横浜市いじめ防止基本方針（別紙 2）の徹底（防止策：6-②）を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる仕組みづくり」の 3 つの視点で 30 年度の取組状況を報告します。

1 学校の取組

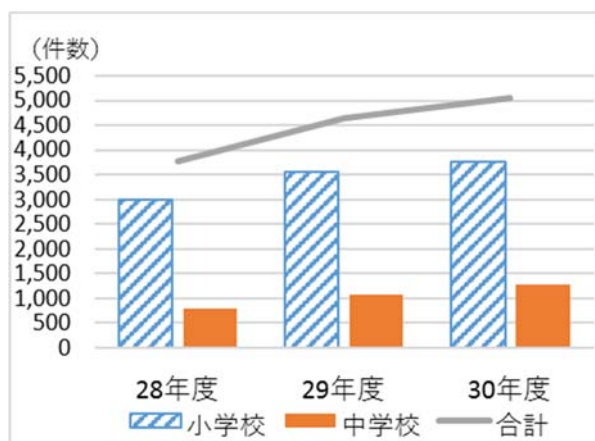
いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、30 年度はいじめ認知件数は、2 月までの暫定値ですが、前年度に比べ増加傾向（昨年同時期に比べると 13.2% 増加）にあります。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めていきます。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

【いじめ認知件数】（単位：件） ※30 年度は 2 月末までの暫定値

	28 年度	29 年度	※30 年度	前年度比
小学校	2,985	3,566	3,767	201
中学校	791	1,083	1,281	198
計	3,776	4,649	5,048	399



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①/方針：第 2 章 3、第 3 章 3）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、『「いじめ」根絶！横浜メソッド』やその増補版を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施するとともに、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

※「いじめ」根絶！横浜メソッド…教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

児童生徒理解・いじめの定義理解

- ・校長への研修（6 月）多様な視点で児童生徒を見守る校内体制づくり
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等

いじめ重大事態の調査結果（公表版）の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修（6 月 61 人、富岡町立小中学校、三春校・富岡校）
- ・派遣研修の実践報告（1 月）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(防止策：1-④、2-③、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③/方針：第3章1、第3章2、第3章3)

管理職と複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」の毎月1回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、12月のいじめ解決一斉キャンペーンでの全児童生徒を対象としたアンケート調査や、いじめが起きにくい学年や学級の風土づくり等、未然防止のための環境づくりや取組にも重点を置き、児童生徒の主体的な活動をはじめ、保護者との信頼関係の構築や地域、関係機関とも連携・協働して取り組んでいきます。

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】 (単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	289	68	2	9	9
月2～3回	43	39	0	0	1
週1回以上	8	39	0	0	2
計	340	146	2	9	12

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知(相談・報告の窓口)
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・認知している事案の進捗管理
- ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し等

【児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化】

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充 <H29:40校 → H30:90校 → R1:140校(うち20校は市単独自算)>

③ 児童生徒が主体的に取り組む「横浜子ども会議」等の実施

(防止策：1-①、4-①、8-③/方針：第2章3、第3章3)

30年度の横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子どもたちが主体となり、各学校と中学校ブロックで年間を通して話し合いと具体的な取組を進めました。

8月の「横浜子ども会議」区交流会では、中学校ブロック、高校での話し合いや年間の取組について区ごとに集まり実践発表を行いました。

12月の「いじめ防止市民フォーラム」では、小・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行い、パネルディスカッションでは保護者、教職員も加わりそれぞれの視点から話し合いました。


**●上郷中学校ブロック(上郷中・上郷小・庄戸小)の取組
「誰にとっても居心地のよい学校づくり」**

- ・子どもサミットの開催、地区懇談会の開催、「本気のあいさつロード」の実施
- ・小・中学校、地域一体で、「みんなが笑顔で活気あるあいさつ」、「相談できる環境づくり」のあり方を検討

**●ろう特別支援学校の取組
「日常の中で理解し合える関係づくり」**

- ・高等部では生徒会を中心に、小中高連携に力を入れ、運動会や交歓給食などの関わりを大切にしたい取組を実施
- ・「相談しやすい環境」として、同級生だけでなく、先輩も後輩も関係なく相談をすることができる仲間づくりにつながった

●六ツ川中学校ブロック(六ツ川中・六ツ川小・六ツ川台小・六ツ川西小)の取組
「SNS・携帯電話・スマホの問題に保護者・地域と共に取り組む」

- ・スマホ等のSNSの使用について、地域共通のルールを作り、家庭における約束づくりを推進
- ・学校、保護者、地域、児童生徒が協力し、安心して生活できる地域の基盤づくりを進める

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に「緊急対応チーム」を設置し、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチを進め、児童生徒への適切な支援につなげています。

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援（防止策：5-①、5-③/方針：第2章3）

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。事案によっては、弁護士による法律相談を活用しています。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【いじめに関する検討・相談数】 30年度実績

学校への直接支援回数	531回
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	400回
電話による保護者等対応回数	545回
保護者との面談回数	232回

【学校担当指導主事による支援例】

学校からの連絡を受け、重篤ないじめ事案と判断した学校教育事務所の指導主事がSSWとともに、本人・保護者と直接会い、いじめの内容やつらい思いを聞いた。指導主事は学校に対し、速やかに調査をすることを指示。その調査の仕方を助言し、関係機関との連携構築を調整した。また、学校に対して、本人、保護者を入れたケース会議を定期的に行うよう提案するとともに、指導主事とSSWが会議に参加し、解決に向けて支援した。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

（防止策：5-②、5-④、6-①/方針：第2章3）

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。30年度の緊急対応チーム指導主事の対応回数は増加傾向にありますが、緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行う困難な案件は減少傾向にあります。

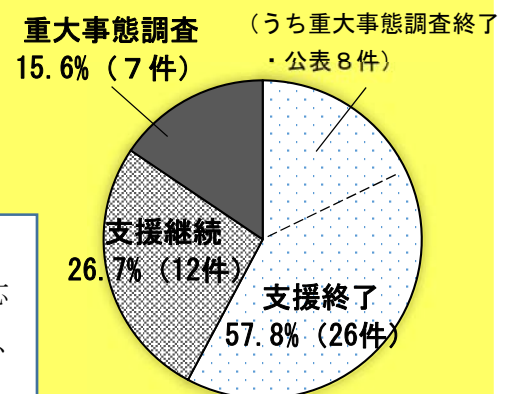
【緊急対応チーム取扱件数】 30年度実績

取扱件数		学校訪問 ※2
(カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	
45件	26件	48件（延221回）

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行19件（延83回）

【緊急対応チーム取扱件数（45件）の内訳】



【緊急対応チームによる支援例】

学校が保護者との対話が難しくなってしまった案件において、緊急対応チーム指導主事と学校教育事務所指導主事が学校に入り、助言する一方で、学校教育事務所のSSWが学校と十分打ち合わせの上、保護者と面談し、学校との信頼関係の再構築につなげ、いじめの解消に結び付けた。

③ スクールソーシャルワーカー（SSW）を活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

（防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②/方針：第2章3）

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるSSWの積極的な活用を進めています。30年度は、正規職の統括SSWを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを人権教育・児童生徒課に配置することで支援体制の充実を図りました。また、地域で生活する子ども達を支えるために、社会福祉協議会や主任児童委員との連携を進めています。人材育成については、大学と包括的な協定締結に向け協議を開始しました。今年度は、学校をより身近で支援できる体制の構築を目指し、学校教育事務所に配置し支援を行う派遣型SSWから、定期的に中学校ブロックを巡回して支援する中学校ブロック配置型SSWへの移行に向けたモデル実施を行います。SSWが電話相談に応じる「学校生活あんしんダイヤル」は、開設時間を延長して対応した結果、相談件数が大幅に増加しました。今年度は、寄せられた様々な相談を分類・整理することで、保護者等への適切な対応に資するよう努めます。

【SSWの支援対象人数】30年度実績（単位：人）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
458	168	16	17	659

※29年度：550人（109人増）

【SSWのいじめへの対応状況】

29年度：54件（うち状況改善35件、支援中等19件）

30年度：48件（うち状況改善32件、支援中等16件）

【あんしんダイヤル相談件数】30年度実績（単位：件）

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
66	54	90	23	41	274

※29年度：182件（92件増）

【SSWによる対応例（いじめによる不登校）】

保護者は学校に適切な対応を求めていたが、学校は保護者の主訴を「いじめの事実確認」と捉え、児童への対応に至らなかった。保護者の不満は増大しあんしんダイヤルに入電。SSWは、保護者と面談し、「安心して学校に通わせたい」との主訴を確認。学校に伝え、事実確認と並行して学習環境を調整したところ、児童は登校を再開した。

【SNSを活用した相談窓口】

30年度は、県と協力して、無料通信アプリを活用したSNS相談を市内中学校5校、高等学校1校で試行実施した。相談者からは高い満足感が得られており、全校実施に向けた検討を行っていく。

3 再発防止にかかる仕組みづくり

① **いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等**（防止策：6-④、7-①、7-②/方針：第2章2、第4章1）

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につなげられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき「公表ガイドライン」を運用してきました。30年度は、調査報告がまとまった8件について、本ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

② **情報共有や引継ぎのための仕組みづくり**（防止策2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥/方針：第2章3、第3章2、第3章3）

教育委員会事務局内（各学校教育事務所、人権教育・児童生徒課）における相談記録の情報を共有するシステムの構築を30年度に完了し、今年4月から稼働しています。学校では、引き続き、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有していきます。今年度は共通の様式の検討も行っていきます。

③ **小学校高学年における一部教科分担制の推進**（防止策：1-④/方針：第2章3、第3章3）

30年度は「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教職員の負担軽減」をねらいとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を8校で実施しました。教員向けのアンケートからは、児童が学級担任以外の複数の教職員と日常的に接するようになり、相談を受ける機会が増える傾向が見受けられました。今年度は推進校を拡大しつつ、引き続き効果検証を行います。

いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1 児童理解	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2 校内児童生徒支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
3 保護者との関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6 いじめ調査方法のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7 調査結果の公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8 いじめの定義の理解	<ul style="list-style-type: none"> ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信

○横浜市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1	いじめの定義
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念
3	横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
4	いじめ防止に向けた方針
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	
1	横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
2	横浜市いじめ問題専門委員会の設置
3	教育委員会の取組
	(1) いじめの防止・早期発見に関すること
	(2) いじめの対応に関すること
	(3) 学校評価、学校運営改善の実施
4	市長部局の取組
5	いじめ防止対策の点検・見直し
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1	学校いじめ防止基本方針策定への考え方
	(1) 策定意義
	(2) 内容
	(3) その他
2	学校の組織づくり
	(1) 未然防止
	(2) 早期発見・事案対処
	(3) 取組の検証
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化
	(1) いじめの防止
	(2) 早期発見
	(3) いじめに対する措置
	(4) いじめの解消
	(5) 特に配慮が必要な児童生徒
	(6) 学校運営協議会等の活用
第4章 重大事態への対処	
1	重大事態の発生と調査
	(1) 重大事態の意味
	(2) 重大事態の判断
	(3) 重大事態の報告
	(4) 調査の趣旨及び調査主体
	(5) 調査を行うための組織
	(6) 事実関係を明確にするための調査の実施
	(7) その他留意事項
	(8) 調査結果の提供及び報告
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
	(1) 再調査
	(2) 再調査を行う機関の設置
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書

平成29年3月31日

横浜市教育委員会

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書・目次

◆はじめに	P 1
◆再発防止策のポイント	P 2
I 事案の経過と問題点	P 4
II 問題点と再発防止策	
1 児童生徒理解	P 10
2 校内児童生徒支援体制の充実	P 12
3 保護者との関係構築	P 14
4 関係機関との連携	P 16
5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方	P 18
6 いじめ調査方法のあり方	P 20
7 調査結果の公表のあり方	P 22
8 いじめの定義理解	P 24
III 参考資料	
参考資料 1 答申後の経過	P 27
参考資料 2 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要	P 29
参考資料 3 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会委員	P 31
参考資料 4 意見書の対応状況	P 35
参考資料 5 関係法令（いじめ防止対策推進法）	P 41

◆はじめに

東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめについて、いじめを受けた児童と保護者につらい思いをさせてしまったことを心からお詫び申し上げます。また、多くの皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思います。

今回の件では、学校、教育委員会が、転入してきた児童と保護者の気持ちに寄り添い、その思いを十分に受け止めることができなかつたこと、金銭問題が発生した時点で適切な教育的指導ができなかつたことを、心より反省しています。

また、学校の対応やいじめ等が原因で児童が不登校となってから法に則った調査を開始するまで、学校、教育委員会が適切な対応を取れないまま約1年7か月もの期間を経過させ、児童の苦痛を長引かせてしまったことについて深く反省しています。

教育委員会は、平成28年12月15日に、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会（以下「検討委員会」）を立ち上げ、横浜市いじめ問題専門委員会の調査報告書（答申）や、児童の保護者及び代理人からの要望事項なども踏まえた8項目の課題について、検討してまいりました。

検討委員会では、こうした事態を二度と起こさないよう、厳しい姿勢で「なぜ学校や教育委員会が十分な対応を行うことができなかつたのか」を検証することで問題点を明らかにし、「どうすれば適切な対応を行うことができるのか」という観点から、再発防止策を策定いたしました。

今後、同じ過ちを繰り返さないために、法の趣旨の正しい理解を進めるとともに、教育の原点に立ち返り、市立学校全体の学校組織力や教師の指導力の向上に取り組んでいきます。学校は、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で、いじめの根絶、特に早期発見、早期解決に向けて組織的に取り組み、教育委員会は総力を挙げて学校を支援します。学校、教育委員会は、取組の実施状況を確認・検証しながら対策を進め、すべての学校において「いじめを絶対に許さない」意識の徹底を図ります。

そして、学校、教育委員会は、「いじめを絶対に許さない」意識を保護者や地域、関係機関と共有し、相互の連携・協力を図ることで、児童生徒一人ひとりが安心して、いきいきと学校生活を送れるよう、いじめの根絶に取り組めます。

◆再発防止策のポイント

「いじめを許さない学校づくり」を進めるためには、教職員一人ひとりが使命感や情熱をもって児童生徒と向き合い、問題に気付いたらすぐに学校全体で対応していくことが重要だと考えています。教育委員会は、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間の確保のためのさまざまな施策を積極的に推進します。

対策を実行する上で、学校、教育委員会が今後力を入れて取り組むポイントを、以下にまとめました。

✓ 深い児童生徒理解

学校現場では、担任を中心に、個々の教職員がそれぞれの児童生徒と向き合っています。その中で、つらい思いをしている児童生徒に気づき、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童生徒に対して、複数の教職員が関わり、複数の目で児童生徒をとらえていく工夫を行っていきます。

また、教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図っていきます。

✓ 被災児童生徒に対するいじめの未然防止

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめを未然に防止するため、放射線等に関する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の思いや取組を理解する学習を進め、被災を経験した児童生徒に寄り添う心情を醸成していきます。

✓ 組織的な判断・対応

学校、学校教育事務所等で組織的な判断・対応ができるようにしていくことも大きな課題です。いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築していきます。

また、一定以上の緊急度・重要度のある事案についてはケースカンファレンス^{*}の中で対応方針を決定するなどのルールを明確にし、組織的な判断・対応を確実に実施するとともに、実践を通じた人材の育成に取り組んでいきます。

※ケースカンファレンス：

事例検討会。関係する教職員が集まり、諸課題への対応について変化や新しい問題点などがないか、適切な対応がされているかなどについて検討し、方針を決定するための会議。

✓ 関係機関（多機関）との連携

いじめの中には、学校や教育委員会だけでは解決できない問題が背景となっている場合もあります。こうした問題については、区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用して、その解決や対応に取り組んでいきます。

さらに、スクールソーシャルワーカーのほか、カウンセラーや弁護士、心理・医療等の専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを行っていきます。

✓ 保護者とのパートナーシップ

いじめ問題の解決には、保護者や地域の理解と協力が不可欠です。学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信します。このことにより、学校・保護者・地域が、それぞれの役割を確認し合い、連携・協力しながら、いじめの未然防止・根絶に取り組んでいきます。

✓ いじめ防止対策推進法の目的・定義の正しい理解

いじめ防止対策推進法（以下「法」）では、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義しています。法は、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえ、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていくことを意図したものとなっています。いじめの対応や未然防止を図るに当たり、教職員や教育委員会事務局の職員をはじめ、保護者や地域も含め、このことを正しく理解できるように、効果的な研修等に取り組んでいきます。

以上の観点に加え、学校においては、具体的事例について教職員同士が議論を行うことで理解を深める研修等の取組を進めることにより、教職員が一人で課題を抱え込むことなく、学校や教育委員会全体で、組織的に対応できるようにしていきます。

本報告書でまとめた再発防止策をもとに、学校、教育委員会は、いじめに対応する組織体制・対応の流れの点検、見直しを進めていきます。また、進捗状況の客観的なチェックを行い、確実な実施に努めます。

I 事案の経過と問題点

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
平成 23年度	2年生	追い回しやあだ名呼称 (〇〇菌)といったいじめ があった。	学校は、この時期については当該児童に寄り添う対応が 比較的なされていってそれなりに功を奏していたと見なせ よう。(P17) しかしながら、十分に当該児童及び当該児童の保護者へ の配慮が行き届いていたかという疑問が残る。(P17) きちんとした相互理解を深めたうえで対応ではなく、 学校側の一方的な「指導」が中心となってしまったこと により齟齬が生じ、当該児童の不登校に至った要素は否 定できない。(P17)
平成 24年度	3年生	6月～10月 不登校となった。	学校側は「震災被害の影響」という観点のみで捉えてい た傾向は否めず、当該児童の保護者との緊密な連携を図 る努力をしたとはいえない。(P17) 当該児童が「震災の被害」に加えて「いじめ」により心 的外傷を負っているのではないかという配慮に基づいた 対応は認められない。(P17) (教育委員会の)専門相談において、長期に渡りカウ ンセリングを行っていながら、守秘義務を理由に学校等 情報共有を行っていなかったことは問題である。(P22)
平成 25年度	4年生	叩かれ、物隠し、鉛筆を 折られるといったいじめ があった。	(3年生の10月から4年生最終まで)以降、当該児童に 対して同じ学級の特定制児童により行われた行為につ いては、2年生時の再燃というべきであり、適切な支援指導 が必要であったが、当該児童からの訴えもなかったこと もあり、学校側では「いじめ」という認識はなく、必要 な支援指導を怠っていた。(P17) 学校と当該児童及び当該児童の保護者との連絡につ いても、学校側から積極的に面談を行おうとしていた形跡 が弱く、主な連絡方法として「電話」を用いていたこと も、双方の齟齬を拡大する要因となっている。(P21) 学校組織として児童が発するシグナルを適切に受信し 児童理解する方策や受信された情報を学校全体として共 有し組織的に対応する体制の確立が脆弱であったのでは ないかという疑念もぬぐえない。(P21)
平成25年 6月	—	いじめ防止対策推進法が成立。同年9月施行。	

対応等	問題点
<p>【学校】 担任は、当該児童から訴えを受け、その都度指導・対応した。</p>	<p>【学校】 いじめ未然防止策が不十分 当該児童が早く学校になじめるよう配慮して迎え入れることを教職員で確認するだけでなく、被災避難による転入であることを踏まえ、事前に当該児童の保護者の要望を確認の上、学校全体でいじめや差別を受けないように効果的な方策を立てる必要があった。</p>
<p>【学校】 当該児童の保護者からも「学校とは関係ない。震災で傷ついている」と言われていたため、「いじめ」としての対応はできていなかった。</p> <p>【教育委員会事務局】 教育委員会の専門相談（臨床心理士等による相談）を開始した。</p>	<p>【学校】 児童理解の不足 当該児童の保護者から「（不登校は）学校とは関係がない」という趣旨の言葉を受け、当該児童の状況を表面的にとらえることにとどまり、当該児童の心情に深く迫ることはできなかった。</p> <p>【教育委員会事務局】 専門相談との情報共有の不足 専門相談は、秘密を守ることで信頼を得て幅広い相談を受けているが、必要な情報を共有するため、保護者の同意を得られるよう働きかける努力が必要であった。</p>
<p>【学校】 学校は当該児童に対する「いじめ」を認識できていなかった。当該児童の保護者とは「電話」で連絡を行った。</p>	<p>【学校】 児童理解の不足 児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった。</p> <p>保護者との関係構築手法の問題 電話でのコミュニケーションのみとなり、真摯に向き合い寄り添った対応をするための取り組みがされなかった。</p> <p>組織的対応が不十分 関係者だけではなく、学校全体で情報を共有し、専門家の派遣を求めるなどの対応を検討する必要があった。</p> <p>【学校教育事務所】 この時点では、当該児童について把握できていなかったため、学校に具体的な対応をアドバイスするなどの支援を行うこともできなかった。</p>

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
平成26年 5月9日 (金)	5年生	プロレスごっこ称し、 数人の児童から叩かれる ようなことがあった。(時 期不明) 学校に 関係児童の保護者 から連絡があり、学校は 玩具のやり取りについて 知った。	
5月20日 (火) 又は21日 (水)	5年生	学校に 関係児童の保護者 から連絡があり、学校は 当該児童が何人かの関係 児童にゲームセンターで おごっているようだとの 情報を得た。	学校側は、児童の生活指導上の問題として捉え、適切な 対応を行っていたとは言えない。(P17) 学校の対応としては、表面的な問題行動のみに注視して、 児童の内面的な葛藤に対しての対応ができておらず、教 育上の配慮に欠けていたといわざるを得ない。(P18)
5月28日 (水)	5年生	当該児童の保護者から 「帽子がなくなった。隠 されたのではないか。」と の訴えがあった。	
6月14日 (土) ～ 25日(水)	5年生	14日(土) 当該児童の 保護者から、金銭授受の 訴えがあった。 18日(水) 当該児童の 保護者から学校へ「警察 への相談を検討してい る」ことが伝えられ、学 校は警察に協力するこ とを伝えた。	学校は、加害を疑われている児童たちに対しても、適切 な教育活動を行ったとは言えず、当該児童及び関係児童 全てに対し、行うべき教育的指導・支援を怠ったと言わ ざるを得ない。(P18) 学校側は、“真相解明”と“金銭問題”ということで積極 的に当該児童及び関わった児童に対しての支援を行って いないことは、学校教育を行うものとしての見識を疑う。 金品持ち出しに対する指導やゲームセンターへの出入り 等に対して積極的に教育的支援を行わなかったことは、 教育の放棄に等しいことを理解すべきである。(P23～24) “真相の解明”は学校の役割ではない。もし、それがど うしても必要と考えるのであれば、積極的に児童相談所 や警察等専門機関の介入を依頼するのが常識である。 (P22) (学校教育事務所は)保護者と学校側のコミュニケーシ ョンが円滑でなくなった時は積極的に介入し、指導主事、 スクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーを保護 者のもとに派遣し、学校との仲介を行うことは当然であ るはずであるが、その動きが見られなかったことも猛省 を願いたい。(P22)

対応等	問題点
<p>【学校】 12日（月） 連絡のあった関係児童から担任が聞き取りをした。聞き取りの結果、学校は様子を見ることとし、当該児童の保護者への連絡はしなかった。</p>	<p>【学校】 不十分な教育的指導 金銭問題の発生時には、直ちに児童指導上の課題ととらえて対応する必要があった。 不十分な組織的対応 金品のやり取りを児童指導が必要な課題ととらえたものの、重大性の認識に欠け、迅速な管理職との情報共有や組織的判断ができなかった。 保護者に連絡しなかったこと 学校へ相談した児童が特定されないよう配慮することを優先し、当該児童及び当該児童の保護者の心情に思いが至らず、連絡を怠った。</p>
<p>【学校】 当該児童の保護者への連絡はしなかった。</p>	<p>【学校】 法の運用についての認識不足 保護者からの申し出を受けて、法第23条第2項に基づいて「学校いじめ調査委員会」を開催するなど、組織として「いじめ」の有無について調査を行う必要があった。</p>
<p>【学校】 帽子が見つかり、当時の認識ではいじめとは認識できなかった。</p>	<p>【学校・学校教育事務所】 法の運用についての認識不足 法第28条第1項の「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。</p> <p>【学校】 不十分な教育的指導 金銭問題をいじめと認識していなかったとしても、児童指導上の重大な課題ととらえて、関係したすべての児童に対して適切な教育的指導を開始する必要があった。 関係機関との連携不足 保護者に同行して児童相談所や警察等の関係機関に出向き、相談するなどの働きかけが必要だった。 不明確な組織的決定プロセス 「学校いじめ調査委員会」が情報共有の場にとどまり、対応方針を決定する場となっていなかった。 不徹底な記録及び保存に関するルール 情報を共有するためのルールがなく、個人のメモにとどまっていた。</p> <p>【学校教育事務所】 適切なアドバイス不足 学校に対して、児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣できることなど、具体的な手立てを助言していなかった。</p>
<p>【学校】 6月16日（月）～24日（火）関係児童に対して聞き取り調査を行った。 6月25日（水） 聞き取り調査の結果について当該児童の保護者に説明を行った。「学校いじめ調査委員会」を開催した。</p> <p>【学校教育事務所】 6月16日（月） 校長から本事実案についての報告を受け、学校に対し、事実関係の正確な把握を行うことが必要であるとの助言を行った。</p>	<p>【学校・学校教育事務所】 法の運用についての認識不足 法第28条第1項の「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。</p> <p>【学校】 不十分な教育的指導 金銭問題をいじめと認識していなかったとしても、児童指導上の重大な課題ととらえて、関係したすべての児童に対して適切な教育的指導を開始する必要があった。 関係機関との連携不足 保護者に同行して児童相談所や警察等の関係機関に出向き、相談するなどの働きかけが必要だった。 不明確な組織的決定プロセス 「学校いじめ調査委員会」が情報共有の場にとどまり、対応方針を決定する場となっていなかった。 不徹底な記録及び保存に関するルール 情報を共有するためのルールがなく、個人のメモにとどまっていた。</p> <p>【学校教育事務所】 適切なアドバイス不足 学校に対して、児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣できることなど、具体的な手立てを助言していなかった。</p>

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
7月30日 (水)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に連絡があった。	学校側が困惑し、苦悩しているときに児童生徒の健全な育成のために学校支援を行うべき学校教育事務所も、学校からの報告に対して適切なアドバイスをしていなかったことも理解できない。(P22)
11月14日 (金)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に「教育委員会からも学校へ指導してほしい」と連絡があった。	
12月5日 (金)	5年生	間に立った保護者が金銭問題への対応の件で来校した。	「正確な金額が分からないので、その解明は警察に任せたい」とか、「返金問題には学校は関与しない」として、学校は……教育的支援を十分に行ったと思えない。(P18) 児童問題や教育の専門家である教員やスクールカウンセラー等は、保護者の言動にかかわらず、児童の問題の本質に迫り、時としては保護者に対する指導助言も積極的に行うべきである。(P24)
12月12日 (金)	5年生	学校教育事務所は、人権教育・児童生徒課から、本件に関しての相談を受けたとの連絡を受けた。	教育委員会内の各部署はその役割を理解して、……教育委員会内の中での役割について見直し、適正化を図ることが必要である。(P25)
平成27年 1月29日 (木)	5年生	当該児童の保護者の代理人から「いじめの事実関係と学校の対応の問題等について協議したい」と書面が届いた。	—
平成27年 2月～11月	5年生 ～ 6年生	—	学校として当該児童への不登校支援は至って消極的であり……当該児童及びその保護者の心情をきちんと聴取することなく、一方的な思い込みで、事態の收拾のみに奔走していた傾向が認められる。(P19) 学校の責務として、所属する児童に対して「教育を受ける権利」を侵害しないように最大限の努力をすべきであるところを怠ったと指摘せざるを得ない。(P21)
平成27年 12月16日 (水)	6年生	横浜市長及び教育委員会あてに、「いじめ重大事態」の申入書が提出された。	学校と保護者との関係が良好でない状況下のいじめの調査は、速やかに本委員会(専門委員会)に諮問がなされ、調査を実施すべきであった。(P25)

対応等	問題点
<p>【学校教育事務所】 事実の把握のために、学校による当該児童への聞き取りを受け入れてほしいと要望し、当該児童の保護者は了承した。 学校に対して、当該児童の保護者との電話でのやり取りを伝え、丁寧な対応をするよう指導した。</p>	<p>【学校教育事務所】 法の運用についての認識不足 「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。 適切なアドバイス不足 警察の調査がされていることを前提とした指導体制を学校がとれるような助言をしていなかった。</p>
<p>【学校教育事務所】 当該児童の保護者からの連絡を受けた。</p>	<p>【学校教育事務所】 保護者の心情の理解不足 警察の調査結果を受けて、困って学校教育事務所に相談してきた保護者の気持ちを受け止めることができず、学校に対応を委ねてしまった。 事務所内の組織的決定プロセスが不明確 組織的な検討が十分行われず、学校が主体的に解決できる問題との認識にとどまっていた。</p>
<p>【学校】 保護者間の協議の場として学校を提供することを断ってしまった。</p>	<p>【学校】 問題の本質の理解不足 児童の問題行動に対し、課題の整理や対応の手順を定めることができず、児童指導として学校が責任をもって行うべきことが認識されなかった。 関係機関との連携不足 児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を求めることができなかった。</p>
<p>【教育委員会事務局】 学校教育事務所に対応を依頼した。</p>	<p>【教育委員会事務局】 問題解決に向けた対応の欠如 学校教育事務所に対して、対応を依頼するのみにとどまらず、学校へ直接連絡するなど、事態の確認を行い、適切に対応する必要があった。</p>
<p>【学校】 学校教育事務所に対応の相談を行った上で、協議に応じる旨の文書を送付した。 【学校教育事務所】 学校だけで対応することが可能と判断し、同席はしなかった。</p>	<p>【学校教育事務所】 消極的な学校支援 児童の再登校に向けたプログラムは提示したものの、学校教育事務所として積極的に関わろうとしなかった。</p>
<p>【学校】 4月から11月にかけて、8回(月1回のペース)の家庭訪問を行った。</p>	<p>【学校】 消極的な再登校に向けた取組 校長のリーダーシップのもと、当該児童や当該児童の保護者の心情に寄り添いながら、多機関との連携を図り、再登校に向けて取り組む必要があった。 【学校教育事務所】 消極的な再登校に向けた取組 学校の再登校に向けた取組状況を把握し、不登校の状況が改善されていないことを確認して、積極的に介入する必要があった。</p>
<p>【教育委員会事務局】 平成28年1月5日、「いじめ重大事態」として第三者委員会への諮問を行った。</p>	<p>調査着手の遅れ 法に則った調査を開始するまで、児童の不登校開始から約1年7か月を要したことにより、調査に困難を生じさせたとともに、児童の苦痛を長引かせてしまった。</p>

Ⅱ 問題点と再発防止策

1 児童生徒理解

児童は可塑性に富み絶えず変化をしていることを踏まえ、個々の特性理解を促進するとともに、個々の児童に沿った教育支援体制を確立すること。

(1) 問題点

①児童の表面化していない心理や特性を見出す視点に欠けていたこと

学校は、児童が日常の活動で表わす表面的な行動にとらわれ、児童の心情に迫ることができなかった。さらに、日々の成長や変化に伴う児童の心理を正確に把握することができず、児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった。

②多様な視点で児童を見る体制ができていなかったこと

本市では、全市立小学校に児童支援専任教諭が配置されるなど、組織的な児童理解や指導体制の確立を促進してきているが、本事案では、複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性をとらえることができる組織体制となっていなかった。

③児童指導上の課題解決に向け積極的に教育的支援を行わなかったこと

金品の授受やゲームセンターへ出入りする事態が起こった状況を速やかに把握することができず、関係したすべての児童に対しての適切な教育的指導や支援を行うこともできなかった。

(2) 再発防止策

①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり

「子どもの社会的スキル横浜プログラム^{*}」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、だれもが安心して参加でき、自尊感情を高める授業づくり・集団づくりを進める。

横浜子ども会議^{*}などを通じて、児童生徒が自らどのような行為がいじめに繋がるのかを考え学ぶ機会を積極的に設定する。

※子どもの社会的スキル横浜プログラム：

暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

※横浜子ども会議：

平成25年度から開催している、市立学校の代表が会し、子ども達自らが話し合い、主体的な取組につなげる会議。

②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり

いじめられた児童生徒が大人に相談できないこともあることを踏まえて、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

【児童生徒がSOSを発信しやすい取組例】

- ・児童生徒への日常的な声掛けの実施
- ・児童生徒への定期的なアンケート、保護者に対するアンケートの実施・活用
- ・定期的な面談の実施

③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進

種々の内的な問題を抱えた児童生徒に対して、その内面にある不安や心配といった心の動きを適切にとらえられるよう、児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修を実施する。

【研修の具体例】

- ・「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修
- ・人権教育に関する研修
- ・特別支援教育に関する研修
- ・講師を招聘しての校内研修

④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

小学校において組織的な児童理解や指導体制を確立するために、児童の発達段階に応じて一部教科担任制等を導入したり、低中高学年のブロック単位で児童の指導や支援にあたる体制を組んだりするなど、複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する。

⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底

金品授受の問題が発生した際には、確実に教育的支援を行うよう校長及び児童支援・生徒指導専任教諭の研修等を通じて周知徹底する。

また、「児童生徒指導の手引き（改訂版）※」を活用して、確実な指導を行う。

【指導の例】

- ・被害児童生徒の心情を理解して聞き取りを行い、被害児童の安全・安心の確保に全力を傾けることを伝える。
- ・速やかに状況を把握し、関係した児童生徒の保護者の協力を得て金品の授受を止める。
- ・関係した児童生徒一人ひとりに対して、金品の授受や子どもだけで遊興施設に出入りすることの問題点等について指導する。（必要に応じて一斉指導も併用する）
- ・再発防止に向けて、関係した児童の保護者の理解や協力を求める。
- ・状況に応じて、警察等の関係機関や心理等の専門家との連携を検討する。

※児童生徒指導の手引き（改訂版）：

横浜市教育委員会が平成21年に策定した「児童・生徒指導の手引き」を、平成27年に改訂したもの。

学校現場の教員がハンドブックとして活用できるよう、児童生徒の問題行動や児童・生徒指導上の今日的な課題等の中で、学校が対応を求められている代表的な22の項目について、

【事例】、【原因・背景】及び【対応】等を掲載している。

2 校内児童生徒支援体制の充実

学校内の児童支援体制を確立し、組織的な情報共有・対応ができるようにすること。

(1) 問題点

①いじめ未然防止の取組が不十分であったこと

東日本大震災で被災した児童の受け入れに際し、学校は、児童や保護者の要望を確認し、被災避難による学校生活への不安を和らげる配慮に加え、学校全体でいじめや差別を受けないよう効果的な方策を立てる必要があった。

②組織的意思決定プロセスが不明確であったこと

学校では、校内のいじめ防止対策委員会を設置していたが、その運用や役割が明確でなかった。このため、学校は、対応すべき児童指導上の課題に対し、管理職を含めた児童指導部会等の校内組織での迅速な情報共有、事案の整理、組織的な判断を行えず、役割分担も不明確なまま対応することとなった。

③児童理解に関する情報共有や引き継ぎが不十分であったこと

学校は、当該児童が東日本大震災の被災により避難してきたことや、表出している行動面の特徴についての引き継ぎや情報共有にとどまり、行動の背後にある児童の内面やその変化についての理解に基づいた情報共有や引き継ぎができていなかった。

④学習の支援・再登校に向けた支援が不十分であったこと

どのような理由であっても、児童生徒が学校に登校できない状況にある場合には、児童生徒・保護者の心情を聴取・把握して、学習の支援や再登校に向けた取組を迅速に行う必要があった。

(2) 再発防止策

①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめ未然防止のための、放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の想いや取組を理解する学習を進め、被災した子ども達に寄り添う心情を醸成する。

【取組例】

- ・『ふくしま道徳教育資料集【補訂版】』（福島県教委）の活用
- ・『いわての復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」』（岩手県教委）の活用
- ・放射線副読本（文部科学省）の活用
- ・福島県の環境創造センターへの教員派遣研修

②道徳教育、人権教育の充実

「特別の教科 道徳」において、自己を見つめ、より多面的・多角的にとらえ、自らの考えを深める力を育むとともに、人権教育の中で、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを進めることにより、いじめの未然防止に向けた取組を進める。

③課題解決に向けた組織的な対応力の向上

校長のリーダーシップのもと、児童支援・生徒指導専任教諭を中心に、専門職（カウンセラー等）を積極的に活用するとともに、関係機関とも連携できる児童生徒指導体制を構築する。

また、校内の「いじめ防止対策委員会」において、定期的にケースカンファレンスを実施し、いじめの実態把握及び分析を行う。校長等の責任者は、学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

④児童支援専任教諭の体制強化と育成

児童指導上の諸課題への対応を担う児童支援専任教諭の負担を軽減するために配置される非常勤講師の常勤化（定数化）を進め、児童支援専任教諭が役割を十分に果たせる体制を強化する。

また、ケースカンファレンススキルの習得や、小中一貫ブロックを活用した中学校の生徒指導専任教諭と小学校の児童支援専任教諭の定期的な研修・連携を進める。

⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力向上

校長のマネジメント力・危機管理能力の強化を図るとともに、課題解決のキーパーソンとなる教職員が、他校の管理職、管理職経験者等から学校経営（運営）や危機管理について学ぶことができるよう、事例検討の研修等を実施する。

⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底

日常的に、教職員間だけでなく、カウンセラー等の専門職との情報共有の場を設定するなど、児童生徒指導上の課題の情報共有の徹底を図る。特に転入や進級・クラス替え、学校の新設・統合など、児童生徒の環境が大きく変わる際には、十分な引き継ぎができる取組を進める。

【引き継ぎの具体例】

- ・転入時の指導要録に基づく転出校との情報共有や保護者との事前の懇談の実施
- ・進級やクラス替え時における学級編成会議の充実
- ・複数年度分の情報共有ができるような手法の検討

⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

学校は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を守るために、当該児童生徒が登校できない場合には、児童生徒や保護者の思いを丁寧に受け止め、一人ひとりの状況についての記録を作成し、校長をリーダーに担任や児童支援・生徒指導専任教諭からなるチームによる支援を確実に進める。

3 保護者との関係構築

学校教育の要が、保護者との連携・協働にあるということを再認識し、保護者とのコミュニケーションを日常から活性化できるシステムを確立すること。

(1) 問題点

①保護者の心情やニーズに寄り添うことができていなかったこと

学校は、「家庭訪問にこないでほしい」という保護者の言葉を口実に、保護者とのコミュニケーションは電話が中心となり、保護者に寄り添った対応をするための工夫を講じていなかった。

②保護者との信頼関係を構築する体制がつけられなかったこと

保護者との信頼関係が崩れた状況において、校長のリーダーシップの下で組織的に対応する体制が脆弱であったため、保護者との関係づくりは教員個々の対応に任せられ、良好な関係づくりに有効な手立てを講じることができなかった。

③カウンセラー等の専門職や外部機関と連携が図れなかったこと

学校や学校教育事務所は、本事案に関してカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職を積極的に活用していなかった。学校カウンセラーが紹介した専門相談[※]についても、教育委員会事務局と学校との情報共有が行われず、両者が連携して保護者の相談内容について有効な手立てを講じる機会を逸していた。

※専門相談：

児童生徒や保護者からカウンセラーが受けた相談のうち、医療相談や発達検査、継続的な心理相談等を行う必要があるケースに対応する、教育委員会が運営する相談部署。

(2) 再発防止策

①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり

学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、保護者が参画しやすい学校運営を進める。また、日頃からあらゆる機会・場面をとらえ、積極的なコミュニケーションを図るなど、保護者が学校に相談しやすい雰囲気醸成する。

【コミュニケーションを図る取組の例】

- ・家庭訪問、連絡帳、保護者面談によるコミュニケーション機会の設定
- ・保護者が参加しやすい学校行事、地域との協働による学校運営

②保護者からの相談への組織的な対応

保護者からの相談については、学級担任だけで抱えることなく、共有が必要な情報については、学年会や児童・生徒指導部会等で共有する。また、解決が困難な問題については、ケースカンファレンス等で校長をリーダーに組織として対応し、児童生徒や保護者のニーズに応え問題を解決していく。

③学校外の相談窓口の効果的活用

保護者の相談内容によっては、学校だけで抱え込むことなく、区役所や警察等の関係機関と連携し問題を解決していく。また、保護者にも様々な機会を通じて、子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介していく。

4 関係機関との連携

学校外の関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること。

(1) 問題点

①関係機関との連携が不十分であったこと

本事案では、学校・教育委員会事務局ともに、警察に相談するようアドバイスすることにとどまり、「保護者とともに警察と相談する」、「警察と連携して児童への指導にあたる」などの積極的な対応が見られなかった。

②スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用ができなかったこと

児童生徒が抱える課題が学校だけでは解決できない場合に、関係機関と連携して解決を図る専門職として、SSWの段階的配置を進めてきた。

しかし、SSWは、虐待の早期発見や福祉的課題を抱える児童生徒への対応に重点が置かれていたため、本事案では、関係機関との連携を進める役割を担うことができなかった。

(2) 再発防止策

①関係機関(多機関)との連携強化

保護者・児童生徒の孤立化を防ぐとともに、学校だけで解決できない課題の解決に向け、多機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者に情報共有の同意を得ながら、個別の事案についての情報共有等を図り、区役所や警察、児童相談所、療育センターなど、多機関との連携を積極的に行い、それぞれの持つ権限や制度等を活用することで、児童生徒の抱える課題の解決に取り組む。

【多機関連携の具体例】

- ・区児童支援・生徒指導専任教諭協議会の活用
- ・学校警察連携制度の活用
- ・子ども・家庭支援相談との連携
- ・横浜市いじめ問題対策連絡協議会の活用
- ・要保護児童対策地域協議会の活用

②スクールソーシャルワーカー(SSW)の体制強化

SSWを学校に派遣し、学校長の指揮下で、いじめなど幅広い課題に対応するとともに、関係機関と連携し、各機関の専門職によりチームアプローチができるよう、SSWの役割や機能の拡大を行うほか、雇用・勤務形態の見直しや人員体制の充実を図る。

③スクールソーシャルワーカー(SSW)の人材育成

ケースワーク、ソーシャルワークやカンファレンスの経験豊富なSSWを育成するため、関係機関との人事交流などジョブローテーションを行うほか、平成29年度より、高い能力を持ったスーパーバイザー（1名）やチーフSSW（4名）を配置し、実際の業務を通じて実践的な人材育成に取り組む。

④チームアプローチ体制の整備

スクールソーシャルワーカー（SSW）が関係機関を結び付ける役割を担うことによって、学校の児童支援・生徒指導専任教諭やカウンセラー、学校教育事務所の指導主事、区役所・児童相談所のケースワーカーや保健師、警察の相談員等の専門職と連携し、個々のケースについてチームアプローチを実施する。

また、チームアプローチで重要な役割を担うSSWの活用を図るため、SSWの活用状況を把握し、関係部局間でSSWの活用に関する情報交換を進める。

5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方

教育委員会内の各組織が役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること。

(1) 問題点

①保護者の心情やニーズに寄り添った対応ができなかったこと

学校教育事務所は、学校との間で課題の解決が困難となっている保護者から直接相談があった際にも、「子どもを中心に、保護者と学校の当事者間で課題が解決されることが望ましい」という考えで対応し、学校教育事務所に相談している保護者の心情に寄り添った対応を行うことができなかった。

②学校教育事務所及び教育委員会事務局は、迅速かつ適切な学校支援を行わなかったこと

学校が長期にわたって事実が確認できない状態であるにも関わらず、学校教育事務所は、学校に対して児童生徒指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の派遣をするなど、適切なアドバイスや積極的な学校支援ができなかった。

また、教育委員会事務局の所管課も、学校教育事務所に対応を依頼するにとどまり、学校だけで課題解決が困難な事案に関して、迅速かつ適切な支援を行わず、その後の状況確認も行わなかった。

③学校教育事務所が、ケースカンファレンスで組織的判断ができなかったこと

学校教育事務所において個別ケースの情報を共有する会議等では、検討すべき事案の緊急度・重要度などを判断する基準が明確になっていなかった。このため、学校教育事務所は本事案について、学校が主体的に解決できる問題との認識にとどまり、積極的な支援が必要であるとの組織的判断ができなかった。

④専門相談(教育委員会事務局)が、相談内容を学校と共有しなかったこと

専門相談については、相談内容を外部に伝えないことを前提に対応することで、相談者との信頼関係を築き、幅広い相談を受けている。しかし、児童生徒の「教育を受ける権利」の保障等に資する場合には、相談者の了解を得て学校と相談内容を共有する必要があった。

(2) 再発防止策

①学校教育事務所による積極的支援

学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底するとともに、学校が求める支援ができるよう、事務所内の業務内容等の精選・見直しを行うなど、事務所内の体制を整備する。

②緊急対応チームによる支援

人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。

③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施

重大な課題を見逃すことなく、組織として確実に把握し対応するため、緊急度・重要度の基準を定め、一定以上の緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスの中で対応方針を決定するなどのルールを明確化する。

また、事案の検討に必要な記録を徹底するとともに、関係部署が情報を共有し一元化できるように、情報システムの整備や、様々な事案を集積し、データ化して活用する方策を検討する。

④迅速な専門家の派遣

学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整備する。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する体制を充実する。

⑤専門相談との情報共有

専門相談は相談者との信頼関係を築くことで幅広い相談を行っていることから、関係部署間での情報の共有については相談者との信頼関係を損ねる危険性がある。

しかし、児童生徒の成長にそった教育を行っていくためには、必要な情報を関係部署が共有することも重要であることから、重要度に応じて情報共有の同意もしくは初期段階での情報共有に関わる事前告知手続きを行うなど、情報が共有できる方策を検討する。

⑥いじめ事案の継続的な状況確認

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることの無いよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害の児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

6 いじめ調査方法のあり方

教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること。

(1) 問題点

①いじめ重大事態の判断が遅れたこと

「横浜市いじめ防止基本方針」では、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局がどのように関わって重大事態の調査の判断をするか、判断主体が不明確であった。

その結果、本事案においては、制度を所管する教育委員会事務局や学校教育事務所が重大事態の判断を学校に委ねることとなり、重大事態としての調査の判断が遅れた。

②法の運用について認識が不足していたこと

金品に重大な被害を被っている場合や、「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」としても、法第28条第1項の重大事態の疑いとしてとらえ、学校または教育委員会事務局が、法の手続きに則って事実関係を明確にするための調査や報告を行う必要があった。

しかし、法の運用について、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の認識が十分ではなく、本事案においては、調査を開始するまで約1年7か月を要するなど、適切な対応を取れなかった。

(2) 再発防止策

①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断

いじめ問題は、件数が多くかつ事案の態様も様々であるため、どのような場合に重大事態としての調査が必要であるか、判断事例を積み上げることにより、迅速かつ的確な判断につなげる必要がある。

そこで、今後、重大事態の事例や判断のノウハウが蓄積していく教育委員会事務局の人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを設置し、そのチームと学校教育事務所・学校が連携し、的確に重大事態調査の判断を行う。

②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進

「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を行い、迅速かつ組織的な対応が行えるよう、緊急度・重要度に応じた報告や、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局でのケースカンファレンスの連携の仕組みを整備するなど、再発防止の取組を進める。

③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用

校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

【具体的な取組例】

- ・弁護士等によるいじめ防止対策推進法の趣旨や定義の理解を深める研修
- ・いじめの実例に基づいた重大事態の判断の事例検討
- ・いじめ調査における聴取手法の研修

④早期解決に向けた調査体制の拡充

日々成長していく児童生徒に配慮し、いじめの重大事態の調査を迅速に実施し、早期の解決を図れるよう、調査に当たる横浜市いじめ問題専門委員会の委員となる専門家の増員や、事務局体制の充実を図る。

7 調査結果の公表のあり方

自治体として、公表に係る法律を適正に運用するとともに、教育的視点からの公表がどうあるべきか、検討していくこと。

(1) 問題点

①調査報告書の公表についての準備が不足していたこと

法令では、重大事態の調査を行った場合は、「調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行うものとする」とされているのみで、公表に関する規定はない。

また、調査報告書は、プライバシーに関する情報を多く含むため、関係者以外への公表については、想定していなかった。

②教育的視点からの調査を活用すること

調査報告書を踏まえ、関わった児童生徒がそれぞれの行動を振り返り、自らの社会性や相手を尊重したコミュニケーション能力を高めることにより人として成長できるきっかけとできるよう、教育的な指導につなげる必要がある。

(2)再発防止策

①調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守

教育行政の透明性を確保するため、調査報告書は可能な限り公表されることが望まれているが、プライバシーに関わる情報が多く含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、公表の是非及び範囲を判断する。

②調査結果公表のガイドラインの作成

今後、調査結果の公表が求められた場合どのように対応すべきであるか、教育行政の透明性に応えるとともに、教育的視点及び個人情報保護の視点や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を踏まえ、考え方を整理する必要がある。

このため、弁護士や教育関係者、学識経験者等からなる附属機関により、いじめ重大事態の調査結果の公表のあり方を議論の上、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

8 いじめの定義の理解

いじめ防止対策推進法や、横浜市いじめ防止基本方針の定義を正しく理解し、いじめについて適切に判断し対応すること。

(1) 問題点

①いじめの定義の理解が不足していたこと

いじめの定義では、いじめられた児童生徒の立場にたって「心身の苦痛を感じているもの」がいじめと定義されている。

しかし、本事案では、「いじめの事実を明確にしなければならない」「事実が明確になれば、関係児童を指導することはできない」との考えにとらわれ、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局とも、法の定義・趣旨に基づいたいじめとの認識を持つことができなかった。

②「いじめ重大事態」の理解に関する研修が不足していたこと

現実のいじめ事例の態様は複雑多様で判断が難しい中、学校現場に対する研修等が十分とは言えず、通知を主体とした周知にとどまり、具体的な事例の情報提供ができていなかったために、学校は迅速な判断ができなかった。

(2) 再発防止策

①より効果的な研修の工夫

教育委員会事務局の職員、校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等において制度周知や事例検討を行うことで確実な運用を図る。

また、研修素材を見直し、いじめの定義理解や重大事態の認知、事例の判断基準、解決策等について、児童支援・生徒指導専任教諭等のスキルや感度を上げられるものにする。

【活用する研修の例】

- ・出張行政説明（文部科学省初等中等教育局）
- ・課題解決の専門家による研修（人権教育・児童生徒課）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修（人権教育・児童生徒課）
- ・指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター）

②いじめの申し立て窓口の設置

いじめ事案について、学校に相談しても解決しない場合やいじめの調査の対応がされない場合に対応するため、児童生徒や保護者が学校を経由せず、アクセスしやすい相談窓口や申し立てを行うことができる専用窓口の設置を検討する。

③保護者や地域に向けた学校の取組の発信

児童生徒のいじめ行為は、大人の言動が大きく影響する。いじめを未然に防止するために、学校がいじめについてどのような教育を実施していくのか、広く保護者や地域に向けて発信する。

【発信の具体例】

- ・学校ホームページを使った学校でのいじめの未然防止の取組の発信
- ・いじめ防止市民フォーラムの実施
- ・横浜子ども会議での成果を活用したポスターによる啓発
- ・地区懇談会や学校運営協議会を活用した発信



横浜市いじめ防止基本方針

平成 25 年 12 月

(平成 29 年 10 月改定)

横浜市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

横浜市は、平成 25 年 12 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という。）第 12 条に則り、「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を全市で進めてきました。

しかし、東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童への深刻ないじめが発生し、教育委員会や学校が適切な対応をとらないまま、いじめ重大事態の調査開始まで 1 年 7 か月もの期間が過ぎ、当該児童・保護者の苦痛を長引かせてしまいました。

このことを深く反省し、新たな決意でいじめ防止の取組を進めるため、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定しました。

改定にあたっては、

- 1 「横浜市いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」
(平成 29 年 3 月 31 日)
- 2 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成 29 年 3 月 14 日）
- 3 市民意見募集（平成 29 年 6 月～7 月）で寄せられたご意見

を踏まえ、見直しを行いました。

改定によって、基本方針の記載内容はより詳しくなりましたが、基本的な理念や方針、施策の枠組みは変わっていません。

いじめの早期発見、事案対処には、「学校や教育委員会の組織的対応」、「関係機関の連携」が大変重要であり、未然防止の取組には、「保護者や地域の協力」が必要です。このことを改めて確認し、「いじめを絶対に許さない」意識を皆で共有し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。

平成 29 年 10 月

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1～4

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止に向けた方針

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策・・・・・・・・・・ 5～9

- 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取組
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - ア いじめに対する措置
 - イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応
 - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
 - ア 学校評価、教員評価の留意点
 - イ 学校運営改善の支援
- 4 市長部局の取組
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・ 10～15

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
 - (1) 策定意義
 - (2) 内容
 - (3) その他

2 学校の組織づくり

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見・事案対処
- (3) 取組の検証

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

- (1) いじめの防止
- (2) 早期発見
- (3) いじめに対する措置
- (4) いじめの解消
- (5) 特に配慮が必要な児童生徒
- (6) 学校運営協議会等の活用

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～20

1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の判断
- (3) 重大事態の報告
- (4) 調査の趣旨及び調査主体
- (5) 調査を行うための組織
- (6) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (7) その他留意事項
- (8) 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明
 - ウ 調査結果の報告

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所

等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子ども健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針は、上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、横浜市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、横浜市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

子どもとして

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談することなどに努める。

市民、事業者、関係機関

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、横浜市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子ども成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮する。
- (4) 子ども健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携して、いじめのない社会を目指す。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

- 児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- 区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用した解決や対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士など、専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを実施
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに児童生徒等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- 学校と家庭、地域が連携・協働して、いじめに対応する体制の構築
- 就学前のガイダンスや幼保小連携事業等の活用

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、横浜市立学校、教育委員会事務局、横浜市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「横浜市いじめ問題専門委員会」を設置する。

当該 委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験

を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備し、利用を促す。また、スクールソーシャルワーカーが対応するいじめの申立窓口（「学校生活あんしんダイヤル」）を設置し、いじめ110番の電話相談等との連携を強化する。

申立窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。なお、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校と情報を共有して対処する。

カ 区役所の「子ども・家庭支援相談」等、学校外の相談窓口を効果的に活用するとともに、保護者に対し、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介する。

キ 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

ク 校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

ケ インターネット上のいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- (ア) 法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (イ) いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築する。
- (ウ) 組織的な判断・対応を確実に行えるよう、緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどのルールを明確にする。また、実践を通じた人材育成に取り組む。
- (エ) 学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底する。
- (オ) 緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。
- (カ) 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整える。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。
- (キ) 区役所や児童相談所、療育センターなど関係機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。

イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- (ア) いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、発達段階に応じた適切な児童生徒指導を徹底し、継続的に指導及び支援する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- (イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある。これらについては、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の下、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

(ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、教員の萎縮につながらないように、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会や学校と地域との懇談会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

4 市長部局の取組

市長部局は、教育委員会と連携して、横浜市人権施策基本指針及び横浜市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの防止、解決及び啓発に取り組む。

- (1) 区役所や児童相談所は、教育委員会との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。
- (2) 区役所の「子ども・家庭支援相談」等の子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介する。
- (3) 区役所は、地域が行う地区懇談会等の場で、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。
- (4) 子どもの人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、いじめに関する啓発を推進する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成される、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針、横浜市いじめ防止基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- ア いじめ防止等に向けての基本理念（いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）
- イ 学校いじめ防止対策委員会の組織と運営、活動内容
- ウ 年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画の策定
- エ 学校・地域の実情を踏まえた具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）の策定

- オ 早期発見・事案対処を実施するためのマニュアル（アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法など）
- カ 校内研修計画
- キ 学校いじめ防止基本方針のチェック（P D C Aサイクル）

（3）その他

- ア 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域住民、関係機関等の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- イ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公表し、入学時・各年度のはじめには、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校の組織づくり

学校は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭に加え、学級担任や教科担任等の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的開催する。「学校いじめ防止対策委員会」は、「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置く。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることもできる。

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

（1）未然防止

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

（2）早期発見・事案対処

- ア いじめの相談・通報の窓口としての役割
- イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

（3）取組の検証

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

（1）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育や道徳教育の年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組や子どもへの指導の計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム（※）」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」…暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。

また、学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。児童生徒がいじめを受けていても、アンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合があることに留意する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

(4) いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点からいじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

※いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の意味

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（法第28条第1項附帯決議）。

「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イの「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（2）重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で

速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

（３）重大事態の報告

上記（２）により重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

（４）調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）。

（５）調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

なお、「横浜市いじめ問題専門委員会」の委員選定にあたっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(7) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会・学校は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

説明に際しては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(8)ウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

横浜市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月	平成 25 年 12 月
一部改訂	平成 26 年 4 月
一部改定	平成 29 年 10 月